

岡山県精神科医療センター

ナイトケア



地方独立行政法人

岡山県精神科医療センターナイトケア

〒700-0915

岡山市北区鹿田本町 3-16

TEL : 0 8 6 - 2 2 5 - 3 8 2 1

岡山県精神科医療センター

ナイトケア

○ナイトケアとは

自分の心と身体を整え、自分らしい生活を作るために準備やチャレンジ、安定化を促進する場所です。仲間づくり、仲間との交流、ストレス対処法の習得、自分のペースでゆっくり過ごす時間を作るなど地域生活の安定を目指す精神科リハビリテーションの一つです。

○開所日と時間

毎週火曜日（祝日の場合、年末年始を除く）

開所時間 16時～20時

○ナイトケア利用時の流れ

16:00～ 受付

受付後より自主活動（ゲームや談話、読書などご自身で活動を選択します。）

17:50～ 夕食

※受付時に夕食のご希望のあった方には無料でお食事を提供します。

18:30～ プログラム

SST やリラクゼーション、調理などのグループプログラム
※プログラムへの参加は任意です。

20:00 ナイトケア終了

○対象となる方

日中、**就労**（障害福祉サービスの就労支援事業所も含みます）をしている方が対象となります。お仕事からの帰り・あるいは仕事が休みの際に仲間やスタッフと交流したい方、その日の疲れをリフレッシュしたい方、安心して一日を終えたい方が対象です。

※当センターのデイケアとの併用はできません



○ナイトケア利用開始までの流れ

■当センターに通院中の方

①ナイトケアへ関心のある旨を主治医にご相談ください。
※ナイトケアの見学も可能です。主治医への相談後にナイトケア担当部署（デイケア班）へご連絡ください。

②ナイトケア担当部署と利用契約を行い、サービスが開始となります。

■当センター以外へ通院中の方

※当センターのナイトケアをご利用いただけます。

①かかりつけ医に当センターのナイトケアに関心のある旨をご相談ください。

②当センターの地域連携室にご相談ください。



※当センターでのナイトケア見学日の調整を行います。

③ナイトケアの見学を行います。

※かかりつけ医の**診療情報提供書**の提出が必要となります。

※ナイトケアを利用希望される場合は、ナイトケア**開始前に当センターの外来診察**が必要となります。

④ナイトケア担当部署（デイケア班）と利用契約を行い、サービスが開始となります。

○ナイトケア利用料

健康保険が適用されます。また、自立支援医療制度のご利用で自己負担が軽減されます。

生活保護受給中の方は自己負担金はありません。

※自立支援医療の申請は必要となります。

○ナイトケア利用者の声

SST で練習したことが、実際の職場で活かすことができて良かった。

家と仕事の往復で、気がめいていた時にナイトケアに通うことになり、気分転換ができるようになりました。

職場を超えた仲間ができて一人で抱え込まず、相談できるようになった。